

基本目標 4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

【基本目標（再掲）】

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、近年、顕在化している土壌汚染や環境中に排出される化学物質は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

このため、環境の状況を把握するための調査、公害等の発生源に対する規制、その他環境への負荷を低減するための施策を推進することにより、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします。

【施策体系（再掲）】

「さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします」の施策体系は以下のとおりです。

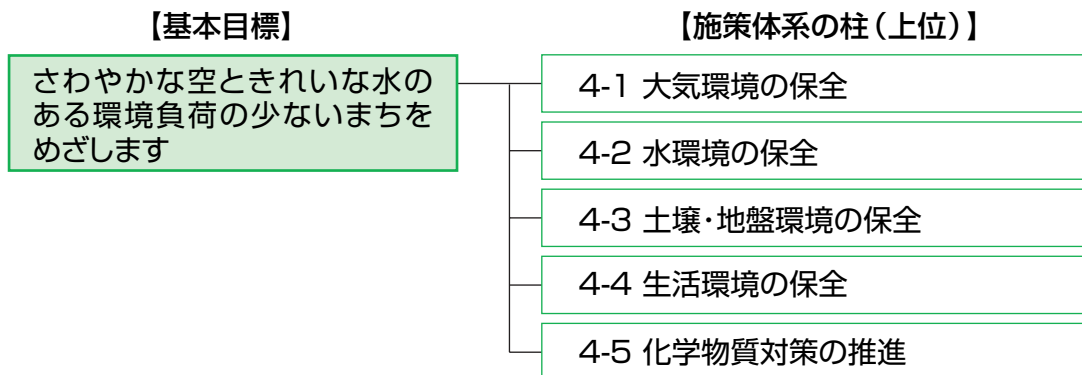


図3-4-1 「さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします」の施策体系

4-1 大気環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

大気質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて環境基準が定められています。

市では、この5項目の状況を把握するために一般環境測定局（以下、一般局という。）10局と自動車排出ガス測定局（以下、自排局という。）6局を設置しています。

大気質の状況は、光化学オキシダントを除く全項目で環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、工場・事業場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などの大気汚染物質が太陽光と化学反応を起こすことにより生成されます。環境基準達成状況は全国的に各都道府県とも低く、0.1%と報告されています。

環境基準の全項目達成・維持をめざして、引き続き工場・事業場の監視・指導に努めています。

また、石綿による健康被害が社会問題になっていますが、市では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」の中で、建築物等の解体工事における作業基準を設定し、施工者に対して、石綿を含む建築材料の使用の有無に関する事前調査の実施、飛散性石綿を扱う際の環境中の石綿濃度の測定、石綿排出作業後の完了報告書の提出などを義務付けています。

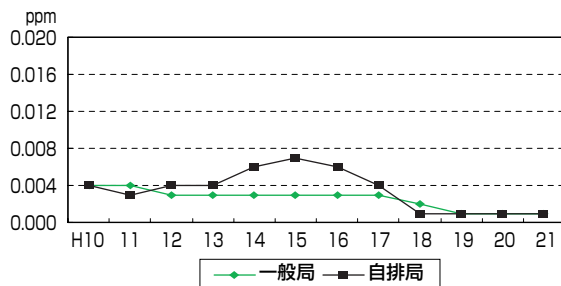


図3-4-2 二酸化硫黄の年平均値の推移

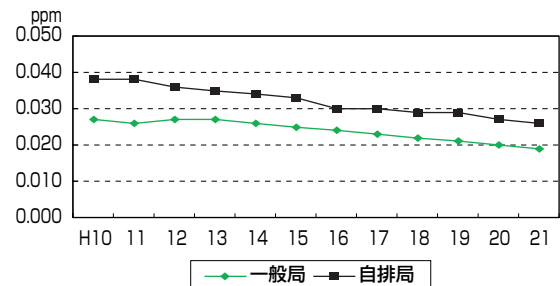


図3-4-3 二酸化窒素の年平均値の推移

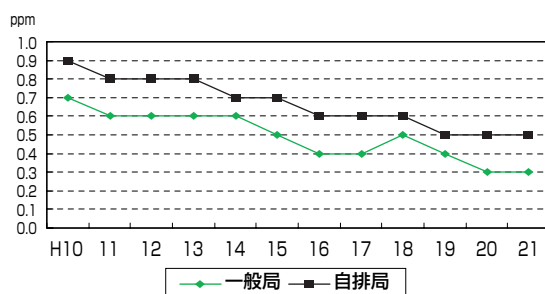


図3-4-4 一酸化炭素の年平均値の推移

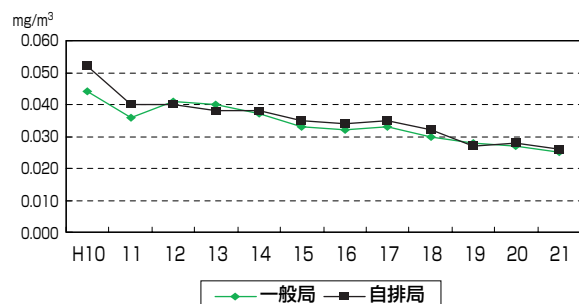


図3-4-5 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

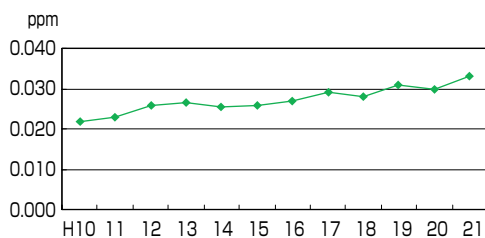


図3-4-6 光化学オキシダントの昼間の年平均値の推移

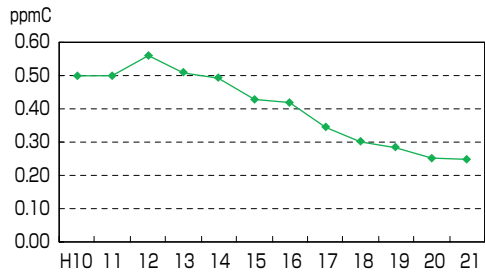


図3-4-7 光化学オキシダントの原因物質 非メタン炭化水素 (午前6時から9時) の年平均値推移

また、長期暴露による健康への影響が懸念されるベンゼンやトリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について、モニタリング調査を継続的に実施しています。環境基準が設定されている4物質(ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)については、全ての地点で基準を満たしています。

イ) 課題

光化学オキシダントの発生は、市外の工場や事業場から排出された物質が市内に流れてくるのが大きな要因になって

います。そのため、環境基準を達成させるためには、広域的な取組を行っていく必要があります。引き続き、環境基準の全項目達成・維持をめざす必要があります。

自動車排出ガスについては、国や県、九都県市など周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や「自動車NOx・PM法」の車種規制などを推進するとともに、次世代自動車の普及や利用拡大、円滑な交通量・交通流など環境への負荷の少ない交通体系の確立など、移動発生源対策に努める必要があります。

平成21年9月に環境基準が新たに設定された微小粒子状物質 (PM2.5) は粒径が小さいことから、気管支や肺の奥深くまで入りやすく健康への影響が大きいとされています。今後、自動測定機での測定などを実施し、現状を把握するとともに環境基準の達成に努めます。

また、建築物の解体が今後増加することから、石綿の飛散防止対策の徹底が一層重要になります。

(2) 個別目標

自動車単体対策、交通量対策、交通流対策、道路構造・沿道対策等の移動発生源対策を推進するとともに、工場・事業場等の固定発生源対策、石綿対策、揮発性有機化合物 (VOC) 対策など、大気環境の保全に努めます。

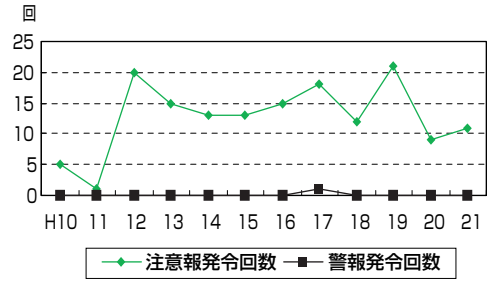


図3-4-8 光化学スモッグの発令回数の推移

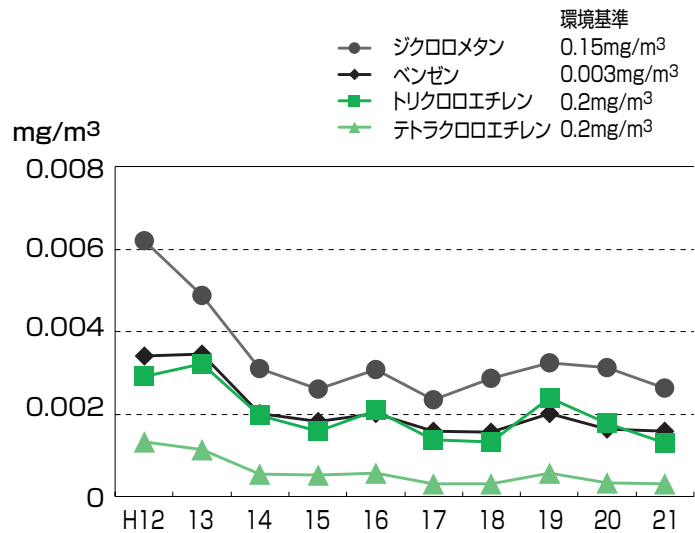


図3-4-9 有害大気汚染物質の年平均値の推移

「大気環境の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-4-1 「大気環境の保全」の指標及び数値目標

| | 現況値 (平成21年度) | 目標値 (平成32年度) |
|--|-----------------|---------------------|
| 一般局における大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質) (環境対策課) | 100% | 100% |
| 自排局における大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質) (環境対策課) | 100% | 100% |
| 有害大気汚染物質に係る環境基準達成率 (ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン) (環境対策課) | 100% | 100% |
| 光化学オキシダントの原因物質の濃度 (非メタン炭化水素(午前6時から9時)の年平均値) (環境対策課) | 0.26ppmC | 0.20ppmC |
| 次世代自動車登録台数【再掲 表3-3-1】 (交通環境政策課) | 9,875台 | 12,000台 (平成24年度) |

(3) 施策展開の方向

「大気環境の保全」の施策体系は以下のとおりです。

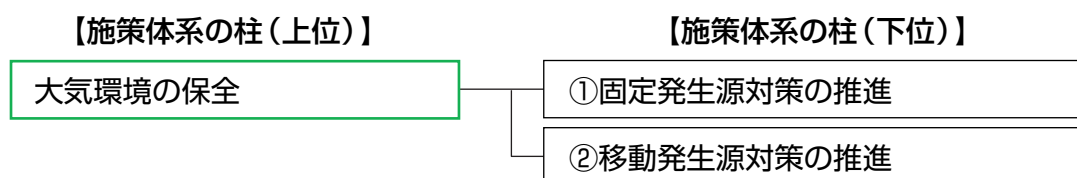


図3-4-10 「大気環境の保全」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

① 固定発生源対策の推進

【工場・事業場からの大気汚染防止】

- ・工場・事業場への立入検査により、大気汚染物質の削減に向け、燃料の良質化や適切な施設の維持管理及び排出基準等の遵守について指導します。
- ・野焼き防止については、パンフレット等における啓発や現地調査による指導により、未然防止に努めます。

【石綿対策】

- ・建築物解体時における石綿の飛散防止を徹底するため、作業基準等の遵守に関し立入検査で確認し、石綿の除去作業を適正に実施するよう指導します。
- ・一般環境中の石綿モニタリング調査を継続的に実施し、石綿濃度の実態把握に努めます。

【揮発性有機化合物（VOC）対策】

- ・光化学オキシダントの主な原因である揮発性有機化合物（VOC）について、工場・事業場への立入検査をすることにより、VOC排出量の削減に向け、適切な施設の維持管理や排出基準の遵守について指導します。

- ・規制の対象でない工場・事業場に対しても、VOC排出量の削減に向けた施設などの改善を助言し、また、事業者の創意工夫による自主的取組を推進します。

②移動発生源対策の推進

【自動車単体対策の推進】

- ・大気汚染物質の常時監視を継続して行い、自動車排出ガス汚染の実態把握に努めるとともに、九都県市など周辺自治体と連携して、次世代自動車等の導入促進、ディーゼル自動車排出ガス規制等により、広域的な自動車排出ガス対策を推進します。
- ・道路交通騒音・振動については、継続して調査し、道路の適正維持、低騒音舗装等により緩和に努めます。
- ・市は電気自動車普及のための施策であるE-KIZUNA Project^{イーキズナプロジェクト}等を実施し、公用車への次世代自動車の導入を率先して推進するとともに、市民や事業者に対して次世代自動車の導入が促進されるよう、補助制度の創設などの優遇策や充電設備を充実させたセーフティネットワークの構築を推進します。【再掲3-1(3)②】
- ・市は率先してエコドライブの実践に努めます。
- ・市民、事業者等に対しては次世代自動車の導入やエコドライブの普及を推進します。

【交通量対策】

- ・鉄道やバスといった公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、近距離の移動には自転車の利用や徒歩を呼びかけるなど、環境負荷の少ない移動手段への転換を推進します。【再掲1-3(3)①】
- ・市は率先してマイカー通勤の自粛などに努めます。
- ・通勤や通学等では、マイカーに頼るばかりでなく、徒歩、自転車、公共交通機関等を上手に利用したエコ通勤、ノーマイカーデーの実施を推進します。【再掲3-1(3)②】
- ・サイクルアンドバスライドの推進や公共交通機関の整備などを進めます。

【交通流対策】

- ・駐車場案内システムの効率的な運用方法の検討、違法駐車削減、渋滞の解消など、円滑な交通を確保するための対策を計画的に推進します。

【道路構造・沿道対策】

- ・幹線道路沿道には、大気の浄化や防災の機能を有する緑化を推奨するとともに、歩道の車道側に植樹等を設けるよう努めます。また、自動車騒音、振動の予防に向けて、道路の適正な維持管理や低騒音舗装等の整備を推進します。

4-2 水環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

公共用水域については、河川の利用目的に応じて類型が指定されており、類型ごとに水素イオン濃度（pH）、生物学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）等の生活環境項目について環境基準が定められています。

市では、これらの項目について市内を流れる鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の10河川23地点で常時監視を行っています。そのうち、埼玉県の測定計画に基づく調査を行っている5河川のうち主要な鴨川、荒川及び綾瀬川におけるBODの年間75%水質値は右図のように推移しています。なお、カドミウム、シアン等の健康項目の環境基準については、平成21年度は全地点・全項目において年平均値で環境基準を達成しました。

また、公共用水域の水質保全、都市洪水の防止などを目的に、公共下水道の整備を促進し、下水道整備区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。

平成21年度末の公共下水道普及率は86.6%で、前年と比べ1.6ポイント向上して、目標とする平成24年度末における普及率90%に近づいています。

イ) 課題

今後、水質汚濁の改善のためには、公共下水道未整備区域の工場・事業場への監視や指導、公共下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及・促進、緑地や樹林地の保全の他に、河川水量確保のための雨水貯留や地下浸透、市民、事業者、市のパートナーシップによる河川環境のクリーン作戦の実施などが必要です。また、水生生物の生息の視点からの水質保全についても検討していく必要があります。

さらに、河川管理者や流域周辺自治体との連携した対策も必要です。

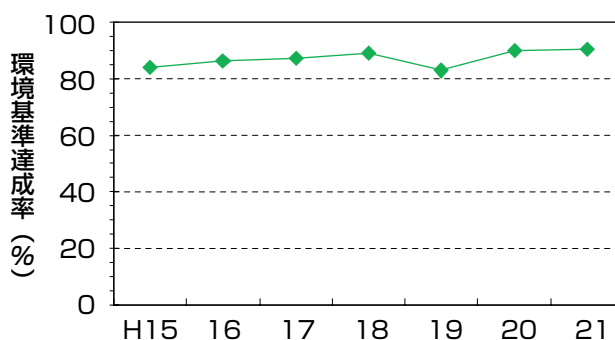


図3-4-11 河川のBOD年間75%水質値の環境基準達成率の推移

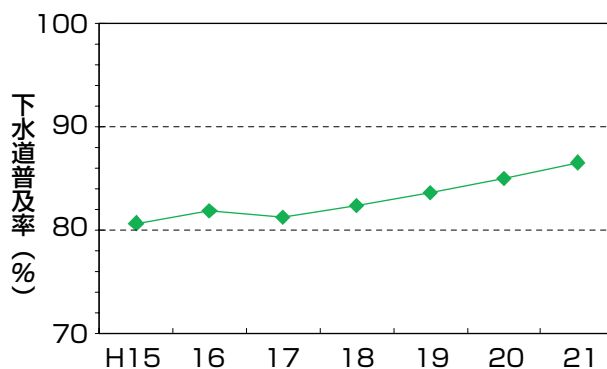


図3-4-12 公共下水道普及率の推移

(2) 個別目標

健全な水循環の保全・再生を推進するとともに、工場・事業場の排水対策や生活排水対策等を推進するなど、水環境の保全に努めます。

「水環境の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-4-2 「水環境の保全」の指標及び数値目標

| | 現況値 (平成21年度) | 目標値 (平成32年度) |
|---|-----------------|-------------------|
| 水質汚濁に係る環境基準達成率 (BOD75%水質値達成地点/測定地点) (環境対策課) | 74% | 85% |
| 公共下水道普及率 (下水道計画課) | 86.6% | 90.0% (平成24年度) |
| 公共施設への雨水貯留タンク設置数(学校) (環境対策課) | 3件 | 15件 (平成25年度) |
| 水道使用量(市民一人一日あたり) (経営企画室) | 305 ℓ | 順次減少 |

(3) 施策展開の方向

「水環境の保全」の施策体系は以下のとおりです。

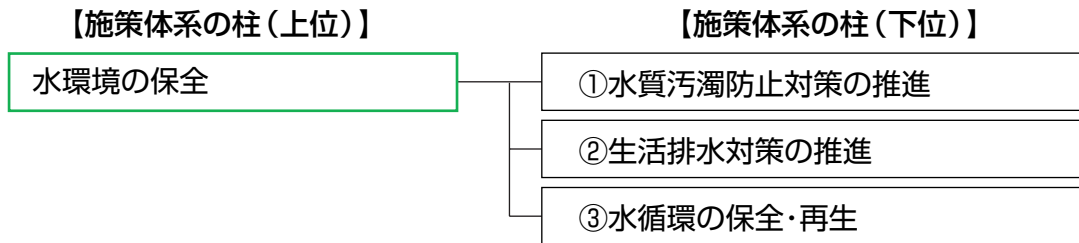


図3-4-13 「水環境の保全」の施策体系

施策体系の柱(下位)の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①水質汚濁防止対策の推進

【水質の改善】

- ・河川の常時監視を実施し、河川の汚濁状況を把握します。工場・事業場の監視及び規制を行い、排水管理の徹底を指導するとともに小規模事業場の指導に努めます。
- ・ゴルフ場については、水質を調査し、農薬等の適正管理について指導します。
- ・主要河川については、国や県、流域周辺自治体との広域的連携により、浄化導水事業など適切な水質保全対策を行います。油類の流出などの水質異常事故を未然に防止するためには、危険物関連施設への指導や事故防止に向けた普及・啓発を図るとともに、緊急時には他の自治体と連携して適切に対応します。

【環境の監視と調査研究の充実】

- ・河川の水質保全のために、河川の監視体制、水質の調査、水質汚染の削減・防止に向けた研究などの充実を図ります。

②生活排水対策の推進

- ・河川等の公共用水域の汚濁負荷量を削減するために、公共下水道の整備により水洗化を促進するとともに、雨天時の合流改善対策として貯留管の整備などを行います。

-
- ・公共下水道の事業計画認可区域外においては、合併処理浄化槽の普及・促進、浄化槽の適正な維持管理を指導します。

③水循環の保全・再生

- ・樹林地の保全や緑地、公園等の整備により水源のかん養機能の維持に努めます。地下水の揚水規制などにより、湧水や伏流水、地下水の再生を図ります。
- ・雨水浸透を促進するために、透水性舗装や、公共施設への雨水浸透マスなどの整備を率先して行うとともに、市民や事業者には、雨水浸透マスの普及・啓発に努めます。
- ・適切な水利用のためには、公共施設において率先して、節水機器の導入やこまめな止水などの節水対策に努めるとともに、雨水利用システムの導入、排水や下水処理水の雑用水としての再利用などを推進します。
- ・市民や事業者には、節水機器の導入や漏水の早期発見の指導、節水や雨水利用等による水の有効利用に向けた普及・啓発に努めます。

4-3 土壌・地盤環境の保全

(1) 現況と課題

【土壌・地下水汚染】

ア) 現況

土壌については、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム等27物質について、また、地下水についても26物質について、環境基準が定められています。

過去に利用したトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物やカドミウム等の重金属による土壌・地下水汚染が、ISO取得や再開発の際の調査で発見されるようになりました。また、近年法令の整備が進み、「埼玉県生活環境保全条例（平成14年施行）」（現在は平成21年施行の「さいたま市生活環境の保全に関する条例」）、「土壌汚染対策法（平成15年施行）」に基づき土壌汚染の調査が行われています。平成21年度末時点の土壌汚染箇所数は14件となっています。このうち、地下水汚染を生じている箇所は10件あります。

地下水に関しては、テトラクロロエチレン等28物質について環境基準が定められており、平成21年度の常時監視調査では、概況調査の2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1地点で砒素が環境基準を超える濃度で確認されました。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については12地点、砒素については3地点で汚染井戸周辺地区調査を実施し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については5地点、砒素については1地点で環境基準を超える濃度で確認されました。地下水の定期モニタリング調査では、平成21年度は、市内17地点で調査を行い、6地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1地点で砒素が環境基準を超える濃度で確認されました。

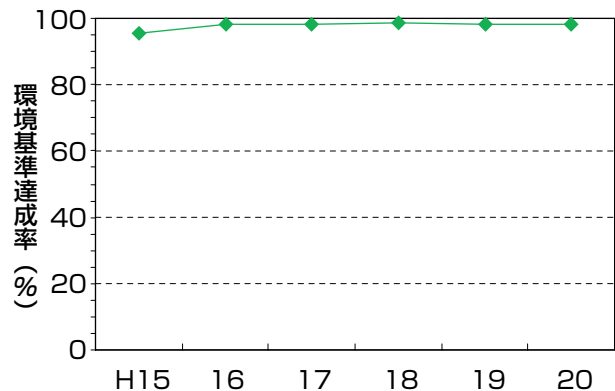


図3-4-14 地下水の常時監視調査に係る環境基準達成率の推移

イ) 課題

土壌汚染や地下水汚染の未然防止対策を推進するとともに、土壌汚染や地下水汚染が発覚した時の事業者に対する指導や市民への情報提供など、対応を迅速かつ的確に行う必要があります。

【地盤沈下】

ア) 現況

平成21年度は、市内の85か所で地盤沈下の観測を行いました。なお、最近5年間の累積で最大沈下量を示した地点は大宮区下町で、平成17年度から21年度の5年間の累積沈下量は19.9mm、平成21年度に最大沈下量を示した地点は岩槻区鹿室で2.1mmでした。また、市内3か所で地下水位、地盤沈下の監視を行っており、地下水位・地盤ともに大きな変動はありませんでした。

イ) 課題

今後も、地盤沈下の未然防止に向けて、地下水揚水量の削減や水の合理的利用など地下水源の保全を図るとともに、地盤沈下の継続的な監視を行うなど、地盤沈下の防止に努める必要があります。

(2) 個別目標

有害物質等による土壌・地下水汚染対策や、人為的な地盤沈下対策等を推進するなど、土壌・地盤環境の保全に努めます。

「土壌・地盤環境の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-4-3 「土壌・地盤環境の保全」の指標及び数値目標

| | 現況値 (平成21年度) | 目標値 (平成32年度) |
|---------------------------|------------------|------------------|
| 単年度沈下量2cm以上の面積 (環境対策課) | 0km ² | 0km ² |

(3) 施策展開の方向

「土壌・地盤環境の保全」の施策体系は以下のとおりです。

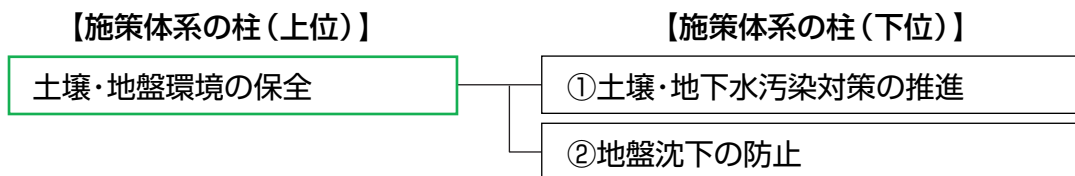


図3-4-15 「土壌・地盤環境の保全」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①土壌・地下水汚染対策の推進

【土壌・地下水汚染対策】

- ・工場・事業場の移転や建替えに際して、土壌・地下水汚染の状況を調査するよう指導するとともに、汚染が明らかになった場合は、浄化対策や市民への周知などの指導を行います。
- ・地下水については、引き続き監視し、汚染の早期発見に努めるとともに、汚染の除去方法などの調査及び研究を推進します。

【環境の監視と調査研究の充実】

- ・土壌や地下水の保全のために、土壌汚染や地下水汚染に対する監視体制、土壌汚染や地下水汚染の削減・防止に向けた研究などの充実を図ります。

②地盤沈下の防止

【地盤沈下の防止】

- ・水準測量や観測井戸における地下水位の常時監視を行うなど、地盤沈下の状況を把握するための監視を引き続き行います。
- ・地盤沈下の防止のために、工場や事業場等による地下水の揚水を規制するとともに、建築物用地下水の使用抑制を指導します。また、雨水の地下浸透を促進することにより、地下水量の確保に努めます。

【環境の監視と調査研究の充実】

- ・地盤沈下の防止のために、地盤沈下に対する監視体制、地盤の状況に関する調査、地盤沈下の防止に向けた研究などの充実を図ります。

4-4 生活環境の保全

(1) 現況と課題

【騒音・振動】

ア) 現況

自動車騒音の環境基準の維持達成をめざして、市では、平成17年度に市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道を142の評価区間に分割し、すべての区間を6ヵ年で監視する計画を策定しました。平成21年度は、10地点で測定を実施し、13路線26区間について面的評価を行いました。平成21年度評価区間では、国道122号線（岩槻区平林寺ー岩槻区本町）間で昼夜環境基準達成率が40.0%で最も低い状況でした。また、評価区間全体の昼夜環境基準達成率は93.7%でした。

市内の新幹線鉄道の騒音・振動については、北区の吉野町と今羽町の2地点で、軌道中心から25mと50mの地点で測定しています。平成21年度の騒音レベルは、両地点で環境基準の70dB以下、振動レベルも両地点とも指針値の70dB以下でした。

平成21年度の規制対象工場・事業場（特定工場等）数は、「騒音規制法」に関して984工場（6,629施設）、「振動規制法」に関して492工場（3,069施設）でした。また、比較的大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業については、事前に市長へ届出を行うことが義務付けられていますが、平成21年度の届出件数は、騒音に関するもの274件、振動に関するもの151件でした。

一方、騒音・振動の発生源の状況に対して、申し立てがあった苦情件数は、平成21年度は騒音174件、振動33件でした。騒音に関する苦情件数は大気汚染に次いで多く、特に家庭生活や店舗の営業が原因となる近隣騒音、深夜営業騒音に関する苦情が増えています。

イ) 課題

開発等で地域環境は年々変化することから、市内の道路や鉄道について、計画的かつ継続的に監視し、生活環境の支障となるような騒音・振動の発生に対して、適切な対策が図られるよう各管理者に情報提供を行うなど対策を講ずる必要があります。

【悪臭】

ア) 現況

市では、「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質濃度及び平成21年度から「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく臭気指数で悪臭規制を行っています。

苦情があった事業所に対しては、施設の維

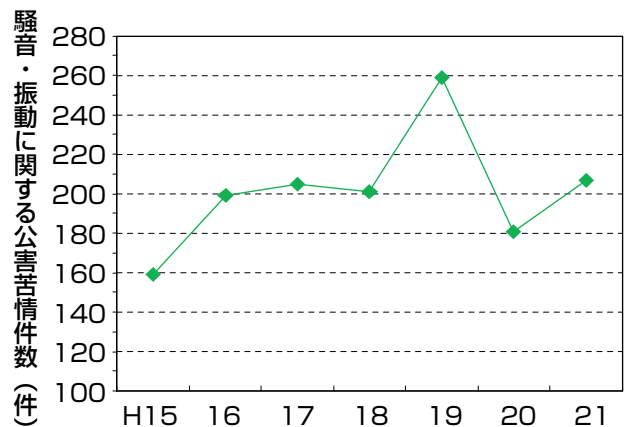


図3-4-16 騒音・振動に関する苦情件数の推移

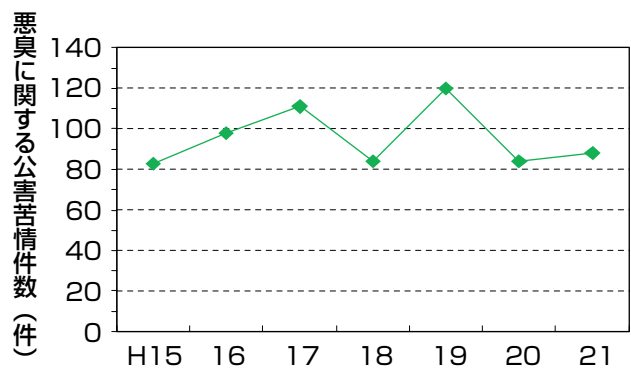


図3-4-17 悪臭に関する苦情件数の推移

持管理の適正化と悪臭の発生防止に努めるよう行政指導を行い、必要に応じて調査を実施していません。平成21年度の悪臭に関する苦情は88件で、平成15年度から100件前後で推移しています。

イ) 課題

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」の施行により、新たに規制対象となった事業場に対し、規制の周知徹底を図り、基準の遵守を指導する必要があります。また、新たに設置される事業場については、悪臭防止対策を推進し、公害を未然に防止する必要があります。

【光害・TV電波受信障害・日照障害等】

ア) 現況

都市化に伴って発生する光害、TV電波受信障害、日照障害が近年社会問題になってきています。市では、光害、TV電波受信障害、日照障害に対する市民からの苦情への対応を行ってきました。特に、光害の防止については、平成21年度から「さいたま市生活環境の保全に関する条例」の中で、照明機器による人の諸活動や動植物に悪影響を与える光害の防止を定め、特にサーチライト等の使用については原則禁止としています。

イ) 課題

都市化の進展に伴い、良好な光環境の創造が課題となっています。

TV電波受信障害や、日照障害等の解決にあたっては、関係者同士の話し合いが不可欠ですが、相隣関係による民事的な問題であることから市が積極的に介入することはできません。

(2) 個別目標

騒音・振動対策、悪臭対策等を推進するとともに、光害への適切な対応、公害苦情の迅速・適切な処理など、快適な生活環境の保全に努めます。

「生活環境の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-4-4 「生活環境の保全」の指標及び数値目標

| | 現況値 (平成21年度) | 目標値 (平成32年度) |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 道路交通騒音に係る環境基準達成率 (環境対策課) | 93.7% | 100% |
| 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率 (環境対策課) | 100% | 100% |
| 騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率 (環境対策課) | 98.3% | 100% |

(3) 施策展開の方向

「生活環境の保全」の施策体系は以下のとおりです。

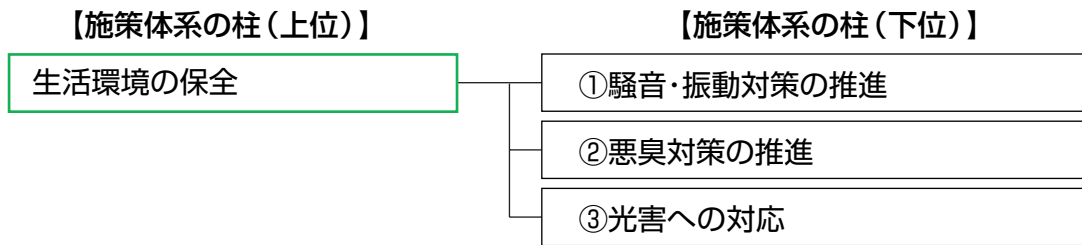


図3-4-18 「生活環境の保全」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①騒音・振動対策の推進

- ・ 道路交通騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動に対しては、引き続き監視し、必要に応じ管理者への要請などを行います。
- ・ 工場・事業場からの騒音・振動については、引き続き規制及び指導を行います。
- ・ 特定建設作業に伴う騒音・振動、粉塵等については、規制の遵守について指導を行います。

②悪臭対策の推進

- ・ 工場・事業場からの悪臭については、規制及び指導を行うとともに、規制基準の周知徹底により、公害の未然防止に努めます。

③光害への対応

- ・ 光害の防止については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、適切に対応します。

4-5 化学物質対策の推進

(1) 現況と課題

【ダイオキシン類】

ア) 現況

ダイオキシンについては、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されて以来、対策が講じられてきました。

市では、平成21年度に、一般大気環境9地点、河川水7地点（5河川）、河川底質6地点（4河川）、土壌4地点、地下水1地点のダイオキシン類の濃度調査を実施しました。

平成21年度の一般大気環境については、環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を大きく下回るレベルを維持しており、河川水については、1地点で基準を超過しました。

各調査地点のダイオキシン類濃度は年々低下する傾向にあります。

イ) 課題

ダイオキシン類環境調査では、環境基準をほぼ達成している状況にありますが、さらに発生源対策を進める必要があります。

【公共用水域における内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）】

ア) 現況

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、生物の体内でホルモンの働きを乱し、生殖器の奇形や性行動異常を引き起こす恐れのある物質で、平成10年ごろから注目されています。

市は平成14年度から、3河川（芝川、鴨川、綾瀬川）5地点で、河川水に含まれる13種類の内分泌かく乱化学物質の調査を行っています。平成21年度の公共用水域における予測無影響濃度超過率は80.0%で、前年度と同じ結果となりました。

河川の底質（川底の土・泥等）に含まれる内分泌かく乱化学物質については、5物質を対象として、河川水の調査と同じ、市内の3河川5地点で調査しました。その結果、2～5種類の内分泌かく乱化学物質がいずれの地点でも確認されました。

イ) 課題

内分泌かく乱化学物質は、事業活動、農業、生活に伴って排出されるとされています。工場・事業場や農業等で使用される化学物質の適正管理の徹底に努める必要があります。また、内分泌かく乱化学物質は、生態系や人間の健康への影響が十分に解明されていないことから、国や県と連携して情報収集に努めるとともに、化学物質による汚染状況の把握、市民や事業者などへの情報の提供、調査・研究等に努める必要があります。

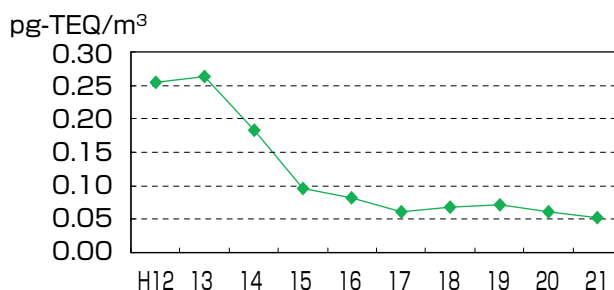


図3-4-19 大気中のダイオキシン類濃度の推移

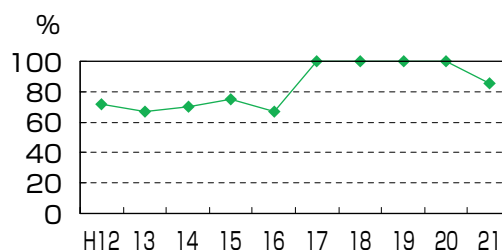


図3-4-20 河川水のダイオキシン類濃度の環境基準達成率の推移

(2) 個別目標

ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質その他の化学物質による環境リスクを低減するとともに、環境コミュニケーションを推進するなど、化学物質対策を推進します。

「化学物質対策の推進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-4-5 「化学物質対策の推進」の指標及び数値目標

| | 現況値 (平成21年度) | 目標値 (平成32年度) |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| ダイオキシン類一般大気環境基準達成率 (環境対策課) | 100% | 100% |
| ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率 (環境対策課) | 94.4% | 100% |
| 環境コミュニケーションの実施回数 (環境対策課) | 2回 | 10回 (平成25年度) |

(3) 施策展開の方向

「化学物質対策の推進」の施策体系は以下のとおりです。

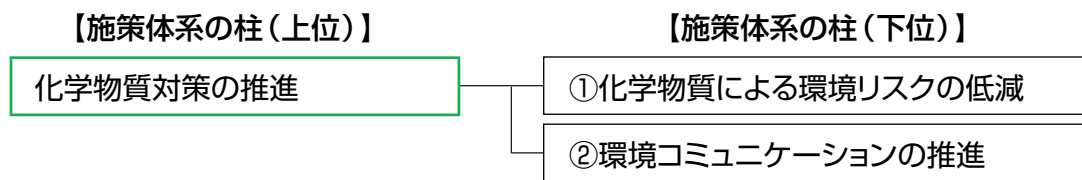


図3-4-21 「化学物質対策の推進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①化学物質による環境リスクの低減

- ・大気・水質及び土壌・地下水のダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質、有害大気汚染物質等の監視を行い、環境中の化学物質の状況把握に努めます。
- ・化学物質の使用抑制や安全性のより高い物質への転換を推進します。
- ・工場・事業場に対しては、ダイオキシン類についての監視、規制及び指導を行うとともに、化学物質の排出量及び移動量の把握、化学物質の自主管理体制の整備を促進するように指導します。

②環境コミュニケーションの推進

- ・化学物質等による環境リスク（人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）に関する正確な情報について、化学物質を取り扱う事業者自らの積極的な情報提供や行政から公表される化学物質排出量データ等を市民・事業者・市が共有し、相互に意思疎通を図ることで信頼関係を構築する「環境コミュニケーション」を実施し、環境リスクの低減を促進することで、より安全・安心な生活環境を実現します。

また、市内の市民活動団体や企業が主催する講演会等において、環境を題材とした「出前講座」の実施や環境に関する研修会・シンポジウム等を開催することで、事業者自らが積極的に環境コミュニケーションを実施するよう啓発を行います。